

料によりて推し得る限り、所謂海青圓牌・海青金銀字圓牌といふものに外ならぬ。これ余が海青牌と圓牌とを以て畢竟同一性質の牌が時期によつて稱呼を異にしたるに外ならぬであらうと見る所以である。従つてまた前に見たる元史唆兒火都傳に、太祖のこととして記されてある「金銀字海青圓符五」といふものも、金銀字圓符と海青圓符とはなくして、金字銀字の海青圓符と解するのが、當を得たものであらうと考へたい。

但しこの見解に對しても障碍の存するものが無いではない。即ち前述の如く元史世祖本紀に至元十八年十月になほ海青牌を隆興行省に給した記事があり、また經世大典站赤二、同年五月十七日の條に、

尙書何里奏。先嘗奉旨。造海青牌。每二一面或兩面造成。即逐旋送上。一人不得納。須令兩人蓋防盜之也。今大都中書省臣阿合馬等議。合無令公差去之人。就便附納。庶省鋪馬。取自聖裁。上曰。阿合馬之言是也。有誠實之人。可就致之。不必特送。

と見ゆるものこれである。至元十六年以來圓牌の名が行はれたにも係はらず、その十八年になほ此の如く海青牌の名が存したとすれば、こゝに試みたる解釋は到底成立すべからざるやうである。然しながら余の知れる限りに於ては、現存史料に於て至元十六年以後海青牌の名を記したものはたゞこの二個の場合に過ぎぬ。而して前者は普通には圓牌といふべきところを、偶々從來用ゐられた名によつて海青牌と記したのに外ならぬと見ることも、必ずしも理が無いではないし、後者に記されてある海青牌納入の手續は、「先きに嘗て旨を奉じたるに」というてあるによつても明らかであるが如く、至元十八年五月よりも以前の聖旨によつて定められた所であつて、この年なほこの名が用ゐられたものと見る證據と爲すには足りない。思ふに嘗て定められた海青牌納入についての面倒なる手續は、